

## 広島県告示第 1292号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によって、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県土木建築局港湾振興課，広島県東部建設事務所，福山市建設局土木部港湾河川課及び同市市民局市民部鞆支所において，令和3年1月20日までの間，縦覧に供する。

なお，この埋立てに関し利害関係を有する者は，縦覧期間満了までに福山港港湾管理者広島県代表者広島県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月24日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

#### (1) 名称及び所在地

広島県

広島県広島市中区基町10番52号

#### (2) 代表者の氏名及び住所

広島県知事 湯崎 英彦

広島県広島市中区上幟町9番11号

### 2 埋立区域

#### (1) 位置

福山市鞆町後地字陰平651番10から同字村内680番12に接する無番地を経て797番13に至る間の地先公有水面

#### (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線，⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成25年2月14日付け指令港振第102号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3.71mにより決定），⑨の地点と⑩の地点を結ぶ福山港の最高高潮面（C. D. L. +4.20m）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ昭和37年9月10日付け指令港第2285号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3.85mにより決定）により囲まれた区域

①の地点 広島県福山市鞆町後地字室浜3367番4の国土地理院三等三角点「仙酔

嶋」（北緯34度23分03秒2464，東経133度23分47秒2011，標高158.72m）

（以下「基点」という）から299度41分56秒1, 657.76mの地点

②の地点	①の地点から	148度41分16秒	9.00mの地点
③の地点	②の地点から	58度41分16秒	1.00mの地点
④の地点	③の地点から	148度41分16秒	127.95mの地点

⑤の地点	④の地点から	238度41分16秒	1.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	148度41分16秒	4.30mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	152度01分33秒	3.02mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	241度57分53秒	41.40mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	247度38分22秒	29.23mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	340度54分39秒	149.47mの地点

(3) 面積

8,190.55平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福山市鞆町後地字村内680番12から680番13を経て797番13に至る間の土地に接する無番地、680番12、680番13、680番14及び797番13の地内並びに同字陰平651番10から同字村内680番12に接する無番地を経て797番13に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点	基点から	299度41分56秒	1,657.76mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	341度14分51秒	34.69mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	71度22分30秒	117.73mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	148度41分16秒	181.00mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	241度50分19秒	86.13mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	331度52分33秒	16.87mの地点
㊬の地点	㊫の地点から	241度57分53秒	42.85mの地点
㊭の地点	㊬の地点から	331度52分33秒	5.00mの地点
㊮の地点	㊭の地点から	241度57分53秒	81.91mの地点
㊯の地点	㊮の地点から	341度01分44秒	154.95mの地点
㊰の地点	㊯の地点から	71度11分40秒	15.45mの地点
㊱の地点	㊰の地点から	71度12分59秒	31.61mの地点

(3) 面積

33,244.02平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地、交通施設用地

5 出願年月日

令和2年12月11日